



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*113 和歌山県立医科大学看護短期大学部学則の一部を改正する規則 (総務学事課)

○ 告示

- 1541 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保険総務課)
- 1542 生活保護法による医療機関の指定(")
- 1543 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 1544 生活保護法による介護機関の指定(")
- 1545 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1546 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
- 1547 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 1548 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 1549 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 1550 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1551 肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)
- 1552 保安林の指定 (森林整備課)
- 1553 一般競争入札による落札者の決定 (技術調査課)
- 1554 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1555 新道路の供用開始等 (")

○ 諸報

拾得物件広告 (和歌山県妙寺警察署)

○ 正誤

平成17年10月18日付け和歌山県報第1701号和歌山県教育委員会規則第35号中

平成17年11月22日付け和歌山県報第1711号和歌山県監査公表第44号中

規 則

和歌山県規則第113号

和歌山県立医科大学看護短期大学部学則の一部を改正する

規則を次のとおり定める。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県立医科大学看護短期大学部学則の一部を改正する規則

和歌山県立医科大学看護短期大学部学則(平成8年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項を削る。

第31条を次のように改める。

(学位)

第31条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1541号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日医 11-33	美山村国民健康保険 寒川診療所	日高郡美山村大字 寒川293番地	平成 17.4.30
日医 87-12	美山村国民健康保険 川上診療所	日高郡美山村大字 川河原264番地	平成 17.4.30

和歌山県告示第1542号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日医 90-17	日高川町国民健康保 険寒川診療所	日高郡日高川町大 字寒川293番地	平成 17.5.2
日医 91-17	日高川町国民健康保 険川上診療所	日高郡日高川町大 字川河原264番地	平成 17.5.2

和歌山県告示第1543号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	変更事項(所在地)		変更年月日
		旧	新	
田歯35-5	月森歯科医院	田辺市芳養町4072-104	田辺市明洋二丁目21番5号	平成17.11.7

田医126-10	池田整形外科	田辺市元町1845-1	田辺市明洋一丁目19-19	平成17.11.7
----------	--------	-------------	---------------	-----------

和歌山県告示第1544号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オスカー	海南市重根831	オスカーケアサービス	海南市重根831	訪問介護	平成17.8.1

和歌山県告示第1545号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3071300630	社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	上田和夫	愛光園第2グループホーム	伊都郡かつらぎ町佐野1386	認知症対応型共同生活介護	平成17.12.1
3070103423	有限会社ヘルパーセンターおおまた	和歌山市田尻188	大亦順子	有限会社ヘルパーセンターおおまた	和歌山市田尻188	福祉用具貸与	平成17.12.1
3070105105	特定非営利活動法人三ツ葉会	和歌山市木広町4丁目6	有本育平	フレンドケア福祉センター	和歌山市木広町4丁目6	訪問介護	平成17.12.1
3070105113	有限会社新和福祉管理サービス	和歌山市中之島710-3グランドハイツサンシャイン201号	塩路美和子	やまごや	和歌山市上野537-12	通所介護	平成17.12.1

和歌山県告示第1546号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070103340	有限会社大東開発	和歌山市西田井160-7	西川直美	あさひケアセンター	和歌山市西田井160番地の7	居宅介護支援	平成17.12.1
3072200557	誠光ライフ株式会社	和歌山市砂山南1丁目2-21	谷関良昭	誠光ライフ株式会社田辺営業所	田辺市湊1370-7	居宅介護支援	平成17.12.1
3071700011	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	中田實宏	ケアランド紀の川	紀の川市豊田43-5	居宅介護支援	平成17.12.1

和歌山県告示第1547号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1

項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 175110	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	濱中康	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.12.1

和歌山県告示第1548号

同法第15条の23第1号に基づき公示する。

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 222119	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	濱中康	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.12.1

和歌山県告示第1549号

第21条の23第1号に基づき公示する。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 162116	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	濱中康	有限会社鶴亀介護サービス	田辺市稲成町309番地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害児・知的障害児)	平成 17.12.1

和歌山県告示第1550号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月22日まで縦覧に供する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年11月22日

2 名称

特定非営利活動法人わかやま市民自治ネットワーク

3 代表者の氏名

橋本雅史

4 主たる事務所の所在地

和歌山市吉田787番地

5 定款に記載された目的

この法人は、市民自立・市民参画の2つを理念とし、市民・議会・行政・企業・NPOが新しい協働関係を作り上げることを通して、地域社会への寄与を目的とする。

和歌山県告示第1551号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第738号	乾燥菌体肥料	7.0乾燥菌体肥料	窒素全量7.0 りん酸全量3.5	公定規格のとおり	株式会社駿河屋 和歌山市駿河町12番地	平成 20.11.26

和歌山県告示第1552号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字数垣内2383、2384の2から2384の15まで、2384の16(次の図に示す部分に限る。)、2384の21、2384の22、2385

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1553号

和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借のシステム構築及び賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県公共工事等電子入札システム構築及び賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成17年10月28日

4 落札者の氏名及び所在地

株式会社日立情報システムズ
東京都品川区大崎1-2-1

5 落札金額

164,010,000円(うち消費税及び地方消費税の額7,810,000円)

6 契約の相手を選定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成17年9月2日

和歌山県告示第1554号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 梶取崎線

区	新 旧 の 別	敷	地	延	長	備	考
		幅	の				
		メートル	員		メートル		
東牟婁郡太地町 大字太地字大東 3755番1地先から 同町大字太地字 新屋敷3388番1地 先まで	旧	19.20 }	34.50		191.40		
同上	新	11.00 }	25.00		191.40		

和歌山県告示第1555号

平成17年和歌山県告示第1554号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月9日

和歌山県知事 木村良樹

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年12月9日

和歌山県妙寺警察署長 宮崎 見一

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金37万円 (裸金)	平成17年11月4日	高野口町名倉 (施設内)

正 誤

正 誤

平成17年10月18日付け和歌山県報第1701号和歌山県教育委員会規則第35号中

ページ	段	誤	正
1	右	別表第1小学校の表中	別表第1中学校の表中

正 誤

平成17年11月22日付け和歌山県報第1711号和歌山県監査公表第44号中

ページ	段	行 目	誤	正
10	左	上から13	786筆	474筆
		上から16	786筆	474筆